

の反面Cが所有権を原始取得する関係にあります。したがって占有者と抵当権者についても、物権変動に関しては当事者と同じ関係に立つわけです。したがって、登記は不要ということになります。

検討すべき点が盛りだくさんでしたが、設問2をまとめると次の通りとなります。

